

令和4年第4回与論町議会臨時会

# 会 議 録

令和4年8月1日

与 論 町 議 会

# 令和4年第4回与論町議会臨時会会議録

令和4年8月1日（月）午前9時57分開会

## 1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第49号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築  
工事に係る建設工事請負契約の締結について

第4 議案第50号 令和4年度移動図書館車購入に係る物品売買契約の締結について

第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度与論町一般  
会計補正予算（第3号））

第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険条  
例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

## 2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

## 3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

## 4 地方自治法第121条による出席者（8人）

町 長 山 元 宗 君

教 育 長 町 岡 光 弘 君

総務企画課長 町 本 和 義 君

町民生活課長 龍 野 勝 志 君

建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君

商工観光課長 松 村 靖 志 君

健康長寿課長 林 末 美 君

教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君

## 5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時57分

----- ○ -----  
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和4年第4回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、3番、林 敏治君、7番、大田英勝君を指名します。

----- ○ -----  
**日程第2 会期の決定**

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----  
**日程第3 議案第49号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築  
工事に係る建設工事請負契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第49号 公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第49号、公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。  
公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修改築工事について、工事請負者 有限会社南建設 代表取締役 南 和彦と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月18日条例第18号）第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。  
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。  
これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 議案の体裁についてちょっと確認をしたいと思えます。建設課長でも総務企画課長でもよろしいのですが、この議案第49号の建設工事請負契約の締結についてという議案ですが、契約の目的、場所、概要、契約の方法、当初請負金額、契約の相手方、そういったものが示されているわけですが、その中で例えば契約の方法のところに指名競争入札方式とあります。方式という言葉が入っています。次の議

案第50号については方式という言葉が入っていないのですが、一方また当初請負金額のところでは一金〇〇〇円也というような領収書とか契約金額で使わなくてはいけないような文言を使って一金何円也という表現をしているわけですが、次の50号議案の中では一金何円というふうに止めているわけですね、そういった統一性がとられていないようなところが見られるわけですので、これまでもちよくちよく私としては注意してきたつもりですが、非常に細かいところなのですが議案というのは非常に重要なものなので、特に気をつけていただきたいというのが、これまでも注意してきましたけれども、しっかりここをやっていただきたいのですが、建設課長あるいは総務企画課長でも良いのですが、この辺りの考え方はどのようなものなのか、お聞かせをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ご指摘ありがとうございます。ちょっとそのところは私も見落としておりました、建設課の第49号の契約の方法、指名競争入札方式と書いてございますが、これにつきましては指名競争入札ということで改めさせていただきたいなと思います。また、金額の明記でございますが、図書館車の第50号につきましては、契約金額が1千284万8000円となっておりますが、これは也を付け加えて訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ちなみにですね、議案というのはどういう言葉を使ってどういう数字表記をなささいというのは、そういった決まりというのは作ってないと思いますけれども、だからこういうことになるのだと思いますけれども、ちなみに鹿児島県をちょっと見てみますと、契約の方法は今総務企画課長からありましたように、指名競争入札あるいは一般競争入札、あるいは随意契約という表現になっていて方式という言葉はもうこの中では使いませんので、鹿児島県にならって是非そのようにしていただきたいということ。それから当初の請負金額の表示の仕方、議案のときですね、ここは鹿児島県は一金何円也とかいう表現はせずに、〇〇円というふうに止めています。他の都道府県の例をインターネットでいろいろ調べてみたのですが、与論町のように一金何円也と表現しているところはありません。〇〇円というふうに止めています。それはやはり領収書とかですね、あるいは第三者に対するいろいろなあれがあったりする場合に数字を改ざんしたりする可能性が無いように、領収書と契約金額のところではしっかり金何円、とかあるいは一金何円也とかいう表現を使うわけですが、議案についてはどこの都道府県もネットで見てみる範囲では〇〇円というふうに止めていますので、しっかりそういうところは統一性を取ってやっていただきたい。今後次回からはしっかりそのようにやっていただきたいと思います。そのような形でよろしくお願ひします。以上です。答弁は要りません。そのようにやっていただければ結構です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この工事についての工期はいつからいつまでとなっておりますか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。工期は令和4年7月26日から令和5年2月20日の210日間を予定しています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは前回一部はされていて、残りの分の工事だと思いますがそれでよろしいでしょうか。それと、駐車場が小さいような感じを受けるのですが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。瀬良座住宅は令和元年で1号棟、令和2年度の繰越事業で2号棟を改修しております。今年度で3号棟を改修して一応瀬良座住宅の改修工事は終わりにしたいと思っております。駐車場に関してですが、なかなか土地等も買収できない感じで、今のところはちょっと考えておりませんが、予算しだいでは3号棟の前の1号棟に向かう道路とかその辺の拡張をいろいろ与論町の土地の中で考えております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 北側はちょっと崖っぽくなっていますよね、それでそのいわゆる民有地だと思うのですが、その辺とのいわゆる境界でのきちんとした整備というのがですね、今後求められるのではという感じがするのですが、その事業をするときにその辺で少し幅を広げればちょっと駐車場が確保できるのではないかと、そう思いますので是非この辺も住む人の立場を考えて、少しく利便性とかその辺考えて、住宅のみならずそこまでもきちんとして整備事業をですね、進めていただくよう要望しておきます。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） ご指摘ありがとうございます。一応3号棟の前のほうにちょっとまだ与論町の残地が残ってまして、あと1メートルくらいは石積みして広げられるのではないかなとは思っております。そしてまた北側のほうはご指摘のとおりちょっと崖地になっておりますので、そこら辺のフェンスとか、その辺も追々整備していったらなと思っております。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟改修建築工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、公営住宅等ストック総合改善事業 瀬良座住宅3号棟  
改修建築工事に係る建設工事請負契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

**日程第4 議案第50号 令和4年度移動図書館車購入に係る物品売買契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第4、議案第50号 令和4年度移動図書館車購入に係る物品  
売買についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第50号 令和4年度移動図書館車購入に係る物品売買契約  
の締結について、提案理由を申し上げます。

令和4年度移動図書館車購入について、指名競争入札執行の結果、株式会社林田製  
作所 代表取締役 林田廣一と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべ  
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年与論町条例第18号)第3条  
の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし  
ます。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 細かいところを小うるさく申し上げたいと思います。この契約の  
相手方、会社名が抜けていますよね。どこの何という会社かわかるように、会社名を  
しっかり住所の代表取締役の前のほうに会社名を表記していただいて、どこの何とい  
う会社ですよというのがわかるように表記していただきたい。こういうところもしつ  
かり統一性を持っていただいてですね、総務企画課長のところでしっかりコントロ  
ールしていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 確認が足りていなかったようで申し訳ありません  
でした。訂正をさせていただきたいと思います。会社名は、株式会社林田製作所です。  
よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 関連なんですけど、特別車ということでこういう埼玉県の業者にな  
っているわけですが、何社で競争入札を行ったのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 指名業者は3社にお願いいたしまして、入札を行  
いました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 特別車ということで非常に金額が高いというのは皆さんも理解で

きると思うのですが、できれば鹿児島県内だとか島の業者を介するとかそういったことは可能じゃなかったのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 島内の業者を介することも最初の頃は一応したのですが、移動図書館というなかなか特殊な車両ということで、これまで全国的に納入をしている業者を探しましたところ、この3社にしたいということで入札をして、その結果、林田製作所のほうに決まったということであります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 前回も購入しているわけですね、前回も同じ会社なのですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 前回も同じ会社だと聞いています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） もともと独占でこの会社しかないということで契約をする形になっていると思うのですが、あともし差し支えなければ、他2業者の会社名を公表できたらお願いします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） この会社が最初から良かったということではなくてですね、株式会社林田製作所と愛宕自動車工場株式会社、そして株式会社北村製作所であります。ちなみに、愛宕自動車工場株式会社は大分県で、株式会社北村製作所は新潟県、株式会社林田製作所が埼玉県ということですよ。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 金額的な話し合いもされたと思うのですが、出来るだけこの特殊な車両ということで日本全国独占的な方法になっていると思うのですよ。だから出来るだけ金額面とか、離島であるということで運賃面いろいろなプラスアルファが出るのは承知していますが、出来るだけ独占にならないように進めていったほうが私は良いのではないかと。今後買い替えるときも金額的にも相当上がってくると思います。その辺も考えていただいて、金額的にもなるべく言いなりではなくて交渉すると、そういった形で進めていただきたいなと思います。いくら特殊車両といっても箱の中に棚が出来ているだけだから、本体というのはほとんど変わらないのですよ。それにしても、僕から見ると非常に高額だなという気がいたしております。そういう面も兼ね合わせて、出来るだけ値段の交渉を進めていただきたいなと思います。少しでも少なくなれば町民の利益にもなるわけですので、その分他にも回して利用出来るということですので、言いなりにならないように、出来るだけ値段交渉を進めていただきたいなと思います。お願いします、よろしくお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、原議員からも指摘されたとおり、この車両の機能とか、そういう面から考えて、やはり町民感情として、これだけの金額をこういうものに使うというのはやっぱり疑問を持つ方が多いのではないかと、また、もう一工夫いるのではないかと。それは是非今後の為にも検討していただきたいなと思います。それと、現在の車両を廃車するわけですね、その廃車するときの処分の在り方、それは与論の財政

に貢献するような処分の仕方をしているのか、逆に廃車するときだって私は入札しても良いのではないかと思うくらいですよ。オークションにかけて、消防車でも何でも、こういう財産の処分に当たってはきちんとその辺も考慮して財政貢献するようにしていただきたい。是非お願いします。それと今述べたように、図書費がいくらになっているかということなのです。ここ5年間の図書費は総額でいくら位の図書購入費を使われていますか。そして、まあこの議案とは直接関係ないですが、それも併せてやはり本来は仏作って魂入れてじゃなくて、今は車だけ買って中のものはずっと昔の本を入れて運んでいる状態じゃしょうがないと、その辺についてのバランスもあると思うのですが、いかがですかね、総合的な形で教育長から意見を伺いたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 図書の購入費については例年もう少し新しいのを入れ替えたいというのは何度も聞きながら、予算化もしております。全体的なバランスで少しずつ少しずつ入れ替えながら充実させたいという努力をしている現状です。金額については私はそのまま言えないので必要であれば調べてからご報告しますが、毎年予算の段階でもそういう話し合いをしながら、できるだけいろいろな形で入れていこうということで工夫もして行って、なるべく新しい新鮮な本によって変えていくことを努力をしていこうということはお互いやっております。すいません、数字が出せなくて。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） それとこれだけの高額な車両を投入するわけですから、この車がどのような形で有効活用されているのかということも非常に大きな関心があるわけですので、どういう利用をされているのか、その車によってどういう本が出されているのか、図書購入費の金額もさることながら、図書の内容ですね、いわゆる学術書関係なのか社会性があるものなのかとか色々あると思いますが、その辺についてもやはり出来れば資料等を議会に提出していただければと思います。そしてそれに一つ付け加えるのは、先ほど沖野議員から指摘されたように、そちらで持っている資料をぱっとコピーして渡すのではなくて、この資料は何年何月何日、どこの課の担当者の誰が作成したものであるということですね、きちんと根拠性のあるような資料にして提出していただきたい。今までみんなそうなのですよ、あるものをぱっとコピーして、はい資料ですと。それではちょっとはっきり言って、さっき議長からありましたように法務的な根拠がないのですよ。その辺もきちんとして是非出していただくよう要望しておきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 新しい車を導入することによって、貸出アップにも繋がるのではないかと期待しております。是非ともそういうことになるような形で運営のほうで頑張っていただきたいと思います。そこでなのですが、古い車と新しい車で、どこか改善されたところとか、こういう機能が備わっているとか、そういうのがもしあるのであれば教えていただきたいです。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 特に変わったところというのは、安全面を重視したいということでバックアイカメラモニターの設置とか、ドライブレコーダーの設置、



大きなところはそんなところなのですが、開架式といって外側から開けて、外側から本を取り出して見れるという基本的なところは今現在の車両とは変わりません。とりあえずそんなところがございます。冊数は1100冊ということで、100冊ほど増えることになるかと思えます。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、令和4年度移動図書館車購入に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、令和4年度移動図書館車購入に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第3号))

○議長（高田豊繁君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第3号))について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業経費を令和4年度与論町一般会計補正予算第3号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費6652万2000円を計上しております。

次に歳出としまして、プレミアム商品券支援事業1億537万2000円、商工観光業等緊急経済対策事業費3198万2000円、総務緊急経済対策事業費1800万円を計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億7947万円を追加し、一般会計予算総額52億2103万5000円となっております。御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議長（高田豊繁君）** 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、野口靖夫君。

**○8番（野口靖夫君）** 8ページと9ページについてお伺いいたします。国庫補助金と県費補助金からの予算は組立られておりますが、私がお聞きしたいのは、8ページの12委託料、これは業務委託料として550万円、これは観光施設周辺環境整備事業費であります。これはどこに委託されるのが1点。その中身も聞きたいです。2点目は、18番の負担金、補助金及び交付金、この中身の内容をお聞きしたいです。3点目は、このプレミアム商品券の中身と内容を詳しくお聞きしたいと思います。

**○議長（高田豊繁君）** 松村商工観光課長。

**○商工観光課長（松村靖志君）** まず特産品ワンストップ支援体制整備事業は、観光協会に委託を予定しております。そちらで選任の職員を配置いたします。特産品のデータベースの整備、原材料、事業者等のリスト化等、マーケティング、イベントの出店、市場調査、販売の開拓先、島内の飲食店への普及促進などを考えております。続きまして、観光施設周辺整備事業の550万円につきましては、昨年からおこなっておりますけれども継続として観光施設周辺の清掃や除草、植栽等の美化作業、案内看板等の作成等を計画しております。こちらは新型コロナウイルス感染の影響を受けた事業者等も雇用をお願いしようかと考えております。3番目がプレミアム商品券の支援事業につきましては、こちらのほうは物価高騰対策ということで与論町内で使用できるプレミアム商品券の発行を予定しております。1枚1000円の商品券を1冊20枚で販売、販売額は1万円で発行部数は町民の方1人1冊ずつということで考えております。財源は県単のほうからコロナの補助金のほうと町民の方々が1万円で購入していただくということで、この金額になります。以上です。

**○議長（高田豊繁君）** 8番、野口靖夫君。

**○8番（野口靖夫君）** 私がなぜこういう質問をするのかというと、環境経済建設委員会で、いつも問題になるのが委託の問題なのです。今課長の説明によると、観光協会に委託されるというお話がまず第1点、本当にこれを有効活用するためには、今我々が見ていていつも真剣に問題になっているのは、委員会でも議題になっているのは、丸投げじゃないだろうか。ある程度商工観光課の職員と観光協会の職員とである程度打ち合わせをして中身をどのようにしたら有効的に活用できるかということの打ち合わせが出来ているかどうか、その後それを執行している間の途中経過の確認とか最終結論、最終はどうなっているのかという結論があまり目配り出来ていないのではないかと。というのが委員会の意見として多いのです。それは委員会でも課長に指摘したことがございます。ですので、こういう問題を国・県からこれだけのことを思って交付される交付金ですので、これを有効に活用して島おこしの起爆剤にしなければなりません。そういうことからして私は質問しているのです。今一つ観光課のほうから各宿泊施設のほうに、このコロナ禍の中で非常に売り上げが減ってきている。それを活

性化して持ち直すためには、どうすれば良いですか。施設をどのようにして改修改築しようと思っていますか。というアンケートを各宿にやっていますね。私がもう1点申し上げたいのは、コロナ感染症の対応の交付金だけでも、どのように友好的に活用すればその交付金が活用できるかということが問題ですので、ただ単にトイレの改修とか洗面所の改修とか風呂場の改修とかだけじゃなくして、例えば窓枠とか、天井の雨漏りとか、そういうのも中に組み入れたほうが良いのではないかと。そうすれば、ある程度宿泊施設の要望にも応えられるのではないかと、何故私がそういうことを申し上げるかと言いますと、私も長年、去年一昨年まで旅館の組合長をしていて、今現在はもう辞めましたけれど、その中で施設の方々といろいろ話をするのです。今でも。ましてや議員ですので、いろいろなコミュニケーションをするのです。そして議会のほうに施設経営者の皆さんの意見を持ってきて、どのように申し上げれば良いか考えながらやっているのです。今の議員活動は。そう思う時に、そういうことも入れたほうが良いのではないかという要望が多いのです。施設の経営者のほうから。だからそこら辺はこれは専決処分だから、もう決まったことだから、もうそのままいこうではなくて、今からでも遅くはないので、そういうのも検討されて、執行していったほうが本当の国・県が望んでいる交付の価値が出てくるのではないかと。有効活用になるのではないかと。このことを思うのです。その2点なのです。答えは恐らく課長も私も思っている考え方はだいたい同じだと思うのです。だからその決意というものをあなたがどうやろうとしているのか、今後の決意、今後の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ご指導ありがとうございます。コロナの交付金で、これには載っていないのですが、改修とかも一応考えてはいるのですが、コロナの交付金ということで、そこら辺は限られてくるのかなと考えております。それを上手く組替えが出来ればなど一応考えております。また、何とか、旅館業とか町民の方々に交付金を活用していければなどと考えております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 私が今言ったことを観光協会の皆さんにも、役員でも会長でも良いです。その人たちに話をして、どうすれば有効活用できるのかということのをワイドに幅広く考えて、進めていただきたいということが私の今の種子ですので、そこをご理解いただいて、是非ひとつ実行していただきたいと思っております。答弁は要りません。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 商工会の予算の中で毎年いつもこういう形で予算書が出てくるわけですが。そしてその業務委託料ということで観光協会へ放り投げて、観光協会に行ってしまうと議会としての調査権は無いわけですね。観光協会の中ではどのようなお金の使われ方をしているかというのがチェックが出来ないわけですね。基本的に。外部団体に全部放り投げておられるわけだから。こういうことではなくて、今野口議員からも指摘されているのは、いわゆる政策が無いわけですね。ただ予算がきたからそれを業者に、関連団体に委託して、それを消化すれば良いという感じに見えてしょうがないの

です。今の観光で問題になっているというか一番大事なことは、一番重要なものは宿泊業者だと思うのです。そういう方々が将来に渡ってきちんと経営体制を整えるために維持していくための色々な悩みやご苦労があると思いますので、この辺を制作に活かして業者を育成して保護していくということも行政の重要な仕事なのです。目先の体のいい言葉ばかり並べて、これが本当に事業者の血となり肉となっているのかと非常に疑問に思っているのです。だから、かねてからこういう政策をしていきたいといういわゆる政策を持っていけば、いろいろな予算が出てきたときに、じゃあこの政策をやりたいと、その事前の煮詰め、それが非常に足りないのではないかと。是非今指摘されている点はその点じゃないかと思しますので、観光をどうするかということについての根本的なことについての政策の構築を要望しておきます。そして今、業務委託とありますが、その業務委託をしたら、どういう内容で何を業務委託するのか、その金額はいくらにするのか、そういう細かいことについて議会に提出してください。私はそれを要望します。是非その点を、同じような予算の付け方、同じような事業のやり方、これはそろそろ変えても良いのではないかと。やはり町長はその辺についてもきちんと政策を持ってリードしていかないと駄目じゃないですかと思しますが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） この委託問題につきましてはご指摘の通り前例にならった委託ではなくて、おしゃるように、どういう事業をどのようにして委託すれば良いかということのを改めて検討しながら進めて行かなければと思います。町民目線で、その事業が有効活用出来るように委託先にもしっかりコンタクトを取りながら、今後進めていければと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 節18の町単独補助金の3項目の看板商品創出事業、特産品開発支援補助金、特産品販路拡大特別対策補助金が含まれておりますが、毎年のように似たような事業を行っているわけですね、それで、その事業の結果というか1年の総括だとかどの程度の進捗状況なのか、どういう結果が出ましたよとか、そういった事に対して町はちゃんとチェックもし、何らかの機会、何らかの会議などで報告されているのか。ただお金を組んで出しました、皆さん頑張ってくださいというような形ではなくて、ちゃんとその項目ごとにどういう結果であったかと、課題はこういうものが出たというような事を検証しながら進めていって予算はまた付けていくという形にしないと、これは予算を付けています、後は皆さんで工夫をして頑張ってくださいというような形にならないように、とりあえずこの3項目について、事業の内容とか進捗状況をわかる程度で良いですから、お願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 負担金補助金の看板商品創出事業につきましてご説明します。こちらのほうは地域独自の観光資源を活用した、稼げる看板商品の創出事業ということで魚市場での競りの魚の刺身、野菜をマリネしたピャースー作り体験、史跡旧跡など、酒蔵や農園などをガイドと電動モビリティでめぐるツアー体験で、与論十五夜踊りへの参加や外国人観光客受け入れ、整備、みしじまい、プチムッチャーなど

の郷土料理作り、与論の綺麗な海水で塩作りなどを計画しております。次の特産品開発補助金は、酒造組合を計画しておりますがコロナの影響で売り上げが少なくなっている支援策ということで特産品開発支援補助金で新しい商品を作っていくということと、去年は島有泉でハイボールを作ったのですが、また別の新しい商品を作ればなと考えております。特産品販売のほうはまた新しく作った商品を販売していけるようにというように考えております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ざっくりと説明いただきましたが、看板商品の件はかなり品目が多すぎる。何でもかんでも、150万円程度で中身の濃い意味のある有意義な事業が出来るのか。それこそあっちにちょこっとこっちにちょこっと、凄いな今おっしゃった品目がどれくらいあるのか、何品目あるのですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらのほうは今一応考えているのを出しているのでありまして、振興を進めながら商品とかもまた考えていければと思います。今のところ刺身と野菜を混ぜたピヤースー作り、電動モビリティでめぐるツアー、十五夜踊りの体験を計画しております。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 3項目計画しているということですね。それはそれでよしとしますが、今の看板商品の件は出来るだけ重点的に絞って、そんなに能力はないわけだから、重点的に絞って結果を出すような方向でこういう事業をやりました、という事業をするということではなくて、要は結果を出すことが大事だと思うのです。1つずつ。そういう面においてあまりその幅を広げずに集中してやっていただきたいと思います。次の特産品開発支援補助金は、酒造会社1社と提携してやっていると。コロナで売れない、コロナで困っているのは沢山居るのですよ。酒造だけではない。それは酒造が自主的にやるべきなのです。補助金を出してやる仕事ではないのではないかと。特産品販路拡大特別対策補助金で協力しますよとか、そういった部分をやるべきであって個人の事業に対して補助金を出して、ハイボール作りの補助金を出すとか。次はチューハイ作りの補助金を出すとか。それは僕はやってはいけないことだと思います。個人事業にお金をあげているようなものではないのですか。特定業者とね。そうではなくて、他の面でやはり開発支援をしていくべきだと思います。特産品の開発とか今までいろいろなことをやっています。やっているけど結果は出ていないのではないかと。出てないものを放り投げて、それを充実とって必ず1品目2品目与論の特産品を作りあげるんだという気持ちでやるのだったら良いけど、この特定の1業者にお金を出すというのは僕はよろしくないと思うのだけど。その辺ちょっとお答えをいただきたい。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） すみません、説明不足でした。酒造組合等でございまして、他の果物とか農家さんとか、その辺の方々とも組合せてという考えでした。大変失礼しました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） あまり意味がわからないですね。さっきの話では酒造会社と、と

いう話を本人はされていましたが。あとは農家とか、それはどの辺の部分の指しているのですか。どの辺の部分に補助金を出すのですか。酒造会社以外に。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） いろいろ今国頭村のみかんとかを組み合わせてとかをいろいろ考えているところでございます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） あまり良くわからないのでこの件は置いておきます。次の特産品販路拡大特別対策補助金、これも毎年いろいろやっていますよね。結果として、どういう結果ですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらは、昨年東京のほうで3丁目テラスという与論のイベントがあったのですが、そちらのほうで販売したりとかでやっております。今年も一応与論島フェアということで東京のほうで8月1日から8月いっぱいまで販売していく予定です。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） この手の販売拡大方法というのは、鹿児島でもしよっちゅうあちこち良く見るのですが、空港の中だとか、かご市の周りとか、大型ショッピングモールの中だとか、自治会館の中だとかロビーのほうで良くやってらっしゃいます。でもまったく人が集まっていないところも結構あるのです。買っている様子もない。僕は10分くらい眺めているのだけど。あまりにも可哀想でこの前種子島の物産展で何かで作ったドレッシングが3点セットで売っていたので買ってきましたけれども。誰も振り向きもしないのですよ。皆さんが東京でやっているのはどういふのかわからないけど、ただそういうフェアをやりました、そういうのは僕はあまり効果がないと思います。やはり各業者とか卸屋さんとか、そういったのも兼ねてやらないと、ただそこでショーをして、こういう商品があります買ってくださいと言っても、なかなか集客は出来ないし、販路の拡大は出来ないと思うのです。各個人のね。販路の拡大をするならちゃんとした卸業者だったり、販売業者であったりそういう方々とどういふ商品を作ったらいいですかねと、我々はこういう原料を持っていますと、そしてどうしたら消費者のニーズに合うのかというような方法をしていかないと、今みたいにパフォーマンスだけやっているのは無駄遣いですよ、僕から言わせると。250万円。あなたたちが旅行に行ってそこで滞在して帰ってくるようなものだからこれは、はっきり言って。それは一番簡単な方法ですよ。やりましたと。そこでフェアをやりました、販促活動をやりましたと言うのだけでも、実際そこで買って良かったとリピーターが来て、その商品が売れるかと言ったらその商品は無いわけですよ。ちゃんとした商品を持っているわけじゃないのだから。やはり地域の為、農家の為、生産地の為だったらやはり販売をする側とそれを卸し売りする側と、一番大きな消費者を持っている、例えばコンビニとか。結構瀬戸内町はコンビニと組んで、パッション味だったか何かを売り出して、去年は人気でした。今年は何を売っているかわかりませんが。そういった量販店とかね、ちゃんとした計画を持って作っていくのが一番販路拡大になると思うのです。ただそこへ行って展示してパフォーマンスしても、それは繋がらないの

ですよ。お金を捨てるようなものだから。そういう面も少し考え直して欲しい。見苦しいです。可哀想です。役場の職員だそうで、空港で3日前くらいに見ましたが、いっぱい種子島の旗を掲げているのだけど客は一人も居ない。職員が7、8人そこに居る。商品見てもそんなに魅力が無い。魅力があったら買うけど。皆そこは通らずに売店のほうに行って物を買うわけです。ただああいうパフォーマンスだけでは販路拡大にはならない。そういうのはちょっと検討して欲しい。以上です。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） いろいろなお言葉を頂きましてありがとうございます。先ほど少し言いました与論島フェアなのですが、昨年の3月に1カ月間開催しております、それが好評だったものから、4月まで延長で開催しました。それがまた好評だということで今月1カ月間開催するということです。そちらのメニューとしましては、ヨロン牛100%贅沢バーガー、与論のホロホロ鳥の鶏飯、島バナナと与論牛のフルーツピザ、島のフルーツを使用したドラゴンかき氷、トロピカルアイスケーキ等の商品を出しております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 良い返事をいただきましたが、売上としてはどのくらいですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 資料を持ち合わせていないので今はお答え出来ません。申し訳ありません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 9ページから10ページの、給食センター運営費の中で、特産品学校給食支援事業補助金150万円、給食物資等価格高騰対策支援事業の350万円で500万円とかなり大きな金額ですけど、これはどのような内容かご説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。特産品学校給食支援事業補助金150万円は、与論町の特産品、新型コロナウイルス感染症の影響によって売り上げが減少した町内の特産品を積極的に学校給食に活用したいということで、パッションフルーツとかマンゴーとかドラゴンフルーツ、もずくそばとかモリングア麺とか、魚介類ではサメとかソデイカとか、そういったような値の張るものについて、そして売上が少し減少しているものを学校給食に取り入れたいということで給食費を値上げしないということでこの150万円を活用したいということです。給食物資等価格高騰対策支援事業については食品自体や調味料といったものもいろいろ価格が高騰しておりますので、1年間また今後の給食費の値上げをしないようにするためにこの財源を充てて食材や物資の費用に充てたいということです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 下の分は、いろいろ値上がりがある時期ですので、給食費いわゆる保護者世帯の支援金みたいなものではないかなと受け止めておりますが、非常に良い事だと思っています。特産品学校給食となっていますが、今商工観光課で言われた特産品といわゆる何らかの連携とか、そういうものは取られてやっているものなの

か、教育委員会だけで特別に特産品だということで決めてやられていることなのか、その辺はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ありがとうございます。現在のところ商工観光課との連携は取っておりません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いわゆる縦割り行政に見えてしょうがないのですが、本来なら特産品となる以上は、商工会とか、今観光課でやっていることときちんと連携した形でやっても良いのではないですか。こういう一つの町でもこれだけの縦割りでこられたら参ったなと思うのですが、是非横の連携とかもしながら特産品をいろいろ育てているわけですから、そういう意味からも是非そういう壁を乗り越えて良い方向に進めていただければと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって承認第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算第3号)を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第3号))は、可決されました。

----- ○ -----

## 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

○議長（高田豊繁君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)について提案理由を申し上げます。



新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る財政支援の適用期間が延長されることに伴い、令和4年6月29日に与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和4年9月30日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって承認第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)は、承認されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 大田英勝